

改正 2022年12月13日

2025年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人宮城学院（以下「本学院」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常務理事（業務執行理事）及びその他の定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する教職員理事を除いた者をいう。
- (3) 教職員理事とは、本学院の教職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 教職員評議員とは、本学院の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 教職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。ただし、理事として特別の任務を委嘱された者については、役員としての報酬のみ支給することができる。
- (2) 非常勤理事及び監事に対しては、月額報酬のみ支給する。
- (3) 評議員（教職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

2 教職員理事及び教職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

3 前項に関わらず、教職員理事のうち理事として特別の任務を委嘱された者については、役員としての月額報酬のみ支給することができる。

(役員報酬額)

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬額は、別表第2のとおりとする。
- 3 理事として特別の任務を委嘱された教職員理事に対する報酬額は、別表第3のとおりとする。
- 4 新たに理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 6 理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤理事の賞与の算定方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 報酬月額の2.15か月分
- (2) 年末賞与 報酬月額の2.15か月分

(評議員の報酬)

第6条 評議員（教職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第4のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第7条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算出方法)

第8条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次の各号に掲げる在任期間とそれに応じた割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(1) 1年以上10年未満の期間については、1年につき100分の50

(2) 10年以上の期間については、1年につき100分の100

4 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に50を乗じて得た額を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第9条 理事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程、退職手当支給規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職手当」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

2 評議員(教職員評議員を除く。)の報酬は、評議員会出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第10条 非常勤理事、監事、評議員(教職員評議員を除く。)には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、本学院旅費規程に定める。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第11条 本学院は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本学院は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りではない。

3 本学院は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第12条 本学院は、この規程をホームページに公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2019年12月17日から施行する。

2 この規程は、2022年12月13日から改正施行する。

3 この規程は、2025年4月1日から改正施行する。

別表第1 (常勤理事の報酬額)

理事長	月額1,008,370円
-----	--------------

常務理事	月額795,160円
その他の理事	月額795,160円

別表第2（非常勤理事及び監事に対する報酬額）

非常勤理事	理事会等会議への出席	月額3万円
監事 (非常勤)	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額10万円

別表第3（理事として特別の任務を委嘱された教職員理事に対する報酬額）

理事長	別表第1に掲げる額の20%
常務理事	別表第1に掲げる額の20%

別表第4（評議員（教職員評議員を除く。）の報酬）

評議員（教職員評議員を除く。）	評議員会等に参加その他法人の業務	日額2万円
-----------------	------------------	-------